

## 「省エネ講師派遣」実施要綱

### 1 目的

この要綱は、出雲市環境保全連合会支部などの地域の団体（以下、「団体」）が、開催する総会や研修会に出雲市省エネルギー・ビジョン推進協議会（以下「協議会」という。）が講師を派遣する「省エネ講師派遣」を実施することにより、家庭や地域における省エネ行動の促進に寄与することを目的とする。

### 2 申込書の提出

- (1) 講師の派遣を希望する団体は、派遣希望日の 1か月前までに申込書（様式 1）を提出することとする。
- (2) 申込書の提出は、平成 30 年 1 月 31 日までを期限とし、協議会予算の範囲内とする。

### 3 申込書の審査及び承認

提出された申込書は、協議会事務局で審査のうえ、決定通知書（様式 2）により団体に通知する。

### 4 講師の人選等

- (1) 団体は、講師を別紙名簿の中から選択する。
- (2) 講演時間は、30 分～2 時間程度とする。
- (3) 講師との交渉は、協議会事務局が行うものとする。

### 5 派遣

講師派遣の承認を受けた団体に対し、講師派遣に係る費用を協議会で負担のうえ、講師を派遣する。

### 6 実施報告

団体は、講師派遣終了後、2 週間以内に実施報告書（様式 3）を提出しなければならない。

### 7 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の運営に必要な事項は、協議会委員長が別に定める。